

平成27年9月30日判決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の判決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、その妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険の被保険者であった者の死亡当時その者によって生計を維持していた遺族とは認められないため(生活費、療養費等について生計の基盤となるような経済的な援助が死亡者から請求者に対して行われていたとはいえないため)」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合で、死亡した者(以下「死亡者」という。)の配偶者であって、死亡者の死亡の当時、死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされ、届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合については、届出による婚姻関係がその

実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実上婚姻関係にある者として認定するとされ、死亡者によって生計を維持した者とは、死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第3条第2項、第58条第1項第4号及び第59条、厚年法施行令第3条の10、並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知)。(亡Aの死亡時においては、「事実婚関係の認定について」(昭和55年5月16日庁保発第15号社会保険庁年金保険部長通知)、「事実婚関係の認定事務について」(昭和55年5月16日庁保発第13号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長・国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知)、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知(平成6年11月9日改正、庁文発第3235号))及び「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知))以下、併せて「本件通知」という。)参照。

2 本件の場合、亡Aが老齢厚生年金を受給していたこと、請求人が基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったこと、及び亡Aの死亡後の平成〇年〇月〇日に昭和〇年〇月〇日付届出の請求人と亡Aとの協議離婚を無効とする裁判及び平成〇年〇月〇日に昭和〇年〇月〇日付届出の利害関係人と亡Aとの婚姻を取り消す裁判がそれぞれ確定し、亡Aの死亡の当時、請求人が戸籍上

の妻であることについては、後記第4の1の(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の認定事実から明らかであり、この点について当事者間に争いはないものと認められるところ、請求人は、前記第2の2記載の理由で原処分がされたことを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持した者と認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(15) (略)

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定の取扱いについて、本件通知を定めており、認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者との生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、前記1及び本件手続の全趣旨を総合すると、請求人が、(1)のアに該当しないことは明らかであるので、(1)のイに

該当するものと認められるかどうか問題となる。

(3) 本件は、亡Aの死亡の当時は、戸籍上、昭和○年○月○日届出の協議離婚が記載され、請求人と亡Aは離婚し、法律上の婚姻関係は解消された状態となっていたところ、亡Aの死亡後である平成○年○月○日に本件判決の確定により、昭和○年○月○日届出の協議離婚は無効とされ、戸籍上、請求人と亡Aの婚姻関係は、昭和○年○月○日から亡Aの死亡まで継続している状態に是正されたことが認められる。

住民票上、少なくとも平成○年○月○日以降、請求人と亡Aが同居していた事実は確認できないものの、本件判決においても、「本件離婚の前後においてAと原告(注:請求人、以下同じ。)の生活状況に変化はなく、Aと被告利害関係人は本件結婚後も同居はせず、Aは従前と同様に原告と同居し続け(Aと原告の同居は昭和○年ころから平成○年○月まで続いた。)、被告利害関係人は婚姻前と同様に○○に居住し続けた。」と認定しており、上記1の(9)、(11)及び(14)からも、請求人と亡Aの間で、実体として、夫婦としての共同生活が営まれていたことが認められ、この状態は、本件判決で「Aは、平成○年○月○日、平成○年ころから原告と共に居住していた○○区○○町のマンションを出て、○○区○○のワンルームマンションに転居し、原告と別居するようになった。」と認定していることから、平成○年○月○日ころまでは継続していたものと推認される。

一方、利害関係人と亡Aについては、亡Aの死亡の当時は、戸籍上、昭和○年○月○日届出の婚姻が記載され、利害関係人と亡Aは婚姻関係が継続した状態となっていたところ、本件判決の確定により、婚姻は取り消され、戸籍上、利害関係人と亡Aの婚姻関係は、存在しなかった状態に是正された

ことが認められる。利害関係人と亡Aも、住民票上は同居していた事実は確認できないが、B及びCの出生をはじめとした本件判決での事実認定並びに上記1の(12)、(13)及び(15)を考え合わせると、法律上の婚姻関係は取り消されたものの、昭和〇年〇月〇日以降、請求人と亡Aの間でも、実体として、夫婦としての共同生活が営まれていたことが推認され、亡Aの死亡の当時、戸籍上、婚姻関係が継続していることが記載されていたこと、〇〇宅が亡Aと利害関係人らとの共有となっていたこと、亡Aが利害関係人らと〇〇市で暮らしていたことなどからすると、夫婦としての共同生活の状態は、亡Aが死亡の時まで継続していたものと認めることができる。

そうすると、亡Aは、昭和〇年〇月以降、請求人及び利害関係人兩名とそれぞれ夫婦としての共同生活を営む二重生活をしていたことになるが、それを可能とするために、亡Aは、二重生活の問題が発覚しないように、自らは〇〇を中心とした生活を送り、請求人を〇〇に住ませ、利害関係人を昭和〇年〇月から〇〇に、平成〇年〇月以降は〇〇市に住ませ、請求人及び利害関係人とその子供らが生活できるだけの住居と経済的援助をそれぞれに提供し、音信・訪問等をしていたことがうかがわれる。

そこで、亡A死亡当時の請求人と亡Aの関係をみるに、上述のとおり、平成〇年〇月〇日ころまでは、夫婦としての共同生活が継続していたものと推認されるところであるが、それ以降についても、上記1の(11)のとおり、平成〇年〇月〇日のDの結婚披露宴への請求人及び亡Aの両親としての出席、上記1の(8)及び(10)のとおり、請求人、D及びEの平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日における本件会社の取締役重任(平成〇年〇月〇日の退任まで継続)、役員報酬の平

成〇年〇月までの支払いの継続、並びに上記1の(7)のとおりの本件会社名義による請求人への振込みが認められるところ、これらの認定事実は、亡Aが、請求人と別居した平成〇年〇月〇日以降も、それまでの請求人らとの関係を継続し、夫婦としての共同生活、経済的援助を継続しようとしていたことの意味の現れであると解するのが相当である。そして、平成〇年〇月から、本件会社名義の請求人への振込金額が7万円から25万円に増額されていることは、亡Aが〇〇市に行くことにより、手渡しで受け取れなくなった生活費を、役員報酬として振り込んでもらったという請求人の主張も符合するものであり、利害関係人も、「亡Aは原告が生活を維持できるように、同人のために住居を確保し、自ら経営する会社から給与という形で一定の金銭を定期的に支給していたものである。」として、本件訴訟の中でこの事実を認めているのであるから、亡Aが、その死亡の時まで、請求人らとの関係を維持し、経済的援助を継続していたと認めるのが相当である。生活費を役員報酬に見せかけて会計処理することは、会計上、税務上も、本来、許されるものではないが、それをもって、亡Aの指示により行われた本件会社名義による請求人への振込みが亡Aの請求人に対する経済的援助ではないとするわけにはいかない。また、亡A死亡の当時候の請求人と亡Aとの音信の状況については、客観的に確認できる資料はないものの、上述のような二重生活を維持しようとしていた亡Aと請求人の間において、なんら音信がないという方が不自然であり、2人の間には、請求人との関係を維持するために必要な音信が存在していたと解するのが相当である。

- (4) 以上によれば、亡Aが、請求人及び利害関係人との2つの夫婦生活をそれぞれ維持していくために、戸籍上妻

ではない状態になっていた請求人と住民票上、住所を異にするのは、必須のことであり、この点において、請求人にはなんら責められるべき点はないものと解される。そして、亡Aは、請求人との関係を維持するため、請求人への経済的援助を継続し、必要な音信も続けていたと解されるのであるから、(1)のイに該当し、請求人は、亡Aの死亡の当時、亡Aによって生計を維持したものと認めるのが相当であり、したがって、請求人と亡Aの間の婚姻関係について、その実態が全く失われていたものということもできず、以上と異なる趣旨の原処分は取り消されなければならない。

利害関係人は、亡Aの死亡の当時、単なる「内縁の妻」ではなく、「法律上の妻」として戸籍上の届出がなされていたものであり、法律上の妻として届出がなされていた期間は21年の長きにわたるのであるから、通常の「重婚的内縁関係」とは異なるものであり、「まったく婚姻届をしていない内縁の妻」と「戸籍上の婚姻届出をしている法律上の妻」が存在する場合に、後者の立場を、より重視して解釈しようとする最高裁判決（最判昭和58年4月14日）を、本件にそのまま適用するのは妥当ではなく、長年「戸籍上の婚姻届出をしている法律上の妻」として、社会生活上も法律上の妻として終始取り扱われてきた利害関係人の立場は、より重視して解釈されるべきであり、利害関係人こそが、遺族厚生年金の真の受給資格者である、と主張するのであるが、請求人にしていても、何らそれまでと変わることなく夫婦としての共同生活を営んでいたところ、自分の意思に反して自ら関知しないところで離婚の届出がなされていたのであるから、その事情を考えれば、利害関係人の主張を認める余地はなく、本件についても、法律上の婚姻関係を優先して考えることが相当であり、上記の判断

は変えられない。

なお、請求人に対する遺族厚生年金の支給に関しては、B及びCについて、亡Aの子として国民年金法による遺族基礎年金の受給権が認められるときは、厚年法第66条第2項の規定による支給停止が問題となる余地がある。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。